第九章に次の一節を加える。

第七節　特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例）

第三百二条の十四　第百七十八条の二の三から第百七十八条の四までの規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「内部格付手法採用行」とあるのは「銀行」と、「第百五十三条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前六節の規定にかかわらず」と、「に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポージャーの額（EADをいう。）」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。

第三百十五条第三項第十号を次のように改める。

十　次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ　国際統一基準行　第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ　国内基準行　当該銀行を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

第三百二十一条第一項中「及び第十九条第四項第五号イ」を「、第十九条第四項第五号イ、第二十八条第四項第五号イ及び第四十条第四項第五号イ」に改める。

第三百二十二条第一項中「又は第十九条第四項第五号イ」を「、第十九条第四項第五号イ、第二十八条第四項第五号イ又は第四十条第四項第五号イ」に改める。

附則第九条第一項中「（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント）」を削り、「これに代えて、」の下に「新告示」を加え、同条第二項中「（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント）」を削る。

附則第十八条を削る。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第二条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十六条の三」を「第百五十六条の五」に、「第三節　先進的リスク測定方式（第二百四十八条の四・第二百四十八条の五）」を「第三節　先進的リスク測定方式（第二百四十八条の四・第二百四十八条の五の二）　簡便的リスク測定方式（第二百四十八条の五の二）」に、「第八章　オペレーショナル・リスク（第二百八十一条―第二百九十八条）」を「第七節　特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例（第二百八十条の十四）　第八章　オペレーショナル・リスク（第二百九十八条）」に改める。

第一条第九号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「又は基本的項目」を「（第二条第二号の算式におけるTier1資本の額をいう。）又はコア資本に係る基礎項目の額（第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）」に改め、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　内部モデル方式採用行　マーケット・リスク相当額の算出において第二百五十条の承認を受けて内部モデル方式を使用する銀行持株会社をいう。

第三条第一項中「第二十条第一項」を「第十八条第六項第一号ロ」に改め、同条第二項中「第二十条第一項第二号ハ」を「第十七条第二項第一号イ(1)」に改める。

第五条第二項第一号イ(1)中「連結子会社をいう。以下この(1)」の下に「及び第十七条第二項第一号イ(1)」を加え、「同条」を「連結財務諸表規則第一条」に改め、「第九条第一項」の下に「、第十七条第二項第一号イ(1)」を、「ものをいう」の下に「。第十七条第二項第一号イ(1)において同じ」を加え、同号ト中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。

第七条第一項第六号イ中「第十九条」を「第十七条第一項第五号イ」に、「第百三十条第二号」を「第百三十条第一号ロ」に改め、同号ロ中「第百三十条第一号」を「第百三十条第一号イ」に改める。

第八条第一項第一号中「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む」を「金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第十八条第一項、第四十二条及び第百三十二条の二第二項第三号イにおいて同じ」に改め、同条第四項第一号中「自己株式をいう」の下に「。第十八条第二項において同じ」を加え、同条第六項第一号中「（普通株式」を「資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（」に、「該当」を「相当」に、「資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）をいう」を「資本調達手段をいう。第十八条第五項において同じ」に、「その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号へ」を「その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第十四条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、第十条第二項第一号へ、第十八条第四項、第二十二条第二項第一号へ、第五十四条の二の三及び第百五十六条の二の三」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第七項第一号中「他の金融機関等」の下に「（次項第一号ホ及びヘに掲げる者を除く。）」を加え、「該当」を「相当」に改め、同項第二号及び第三号中「該当」を「相当」に改め、同条第八項第一号中「又はこれに準ずる外国の者」を削り、「該当するもの」を「相当するもの」に改め、同号ハ中「第二十条第一項」を「第十八条第六項第一号ニ」に改め、同項第二号中「該当」を「相当」に改め、同条第九項第一号中「該当」を「相当」に改め、同項第二号中「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）」に、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同項第二号中「無形固定資産」を「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産」に改め、同条第十二項第二号中「をいう」の下に「。第十八条第九項第二号において同じ」を加え、同条第十三項中「第十項第三号」を「第十項各号」に改める。

第九条第一項第二号中「割合」の下に「（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下この項及び第二十一条第四項において同じ。）」を加える。

第十条第一項中「第百三十条」を「第百三十条第一号」に改め、同条第二項第一号ヘ中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改め、同項第二号中「イからトまで」を削る。

第十四条の見出しを「（連結自己資本比率の計算方法）」に改め、同条中「基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目―控除項目」を「コア資本に係る基礎項目の額―コア資本に係る調整項目の額」に改める。

第十六条から第二十条までを次のように改める。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第十六条　銀行持株会社は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす場合には、第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一　当該銀行持株会社に係る直近の期末から算出基準日までの間における銀行持株会社及びその子会社の特定取引等に係る資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末における連結貸借対照表に計上されている総資産の十パーセントに相当する額未満であること。